

各位

船橋アリーナ

## 船橋アリーナ浴室利用停止に伴う施設利用共通回数券の還付等について

いつも船橋アリーナをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

先にご案内させていただいている船橋アリーナ浴室利用の停止（平成30年11月24日から）に関しましては、浴室の天井をすべて張りかえる工事が必要となりました。

つきましては、お手数おかけして申し訳ございませんが、下記のとおりお客様からのお申出による施設利用共通回数券の「還付」をさせていただきます。

浴室の再開につきましては、平成31年3月末頃となる予定ですが、工事の日程等については、改めて館内掲示及び船橋アリーナホームページによりご案内させていただきます。

お客様には、ご不便、ご迷惑おかけしまして、大変申し訳ございません。

## 記

## 1 還付

区分等	概要
対象	平成30年11月24日（土）から平成31年6月11日（火）までの間に有効期限が失効した方（もしくは失効する方。期間中に再購入した方は除く。） ※平成30年11月25日（日）以降、平成30年12月12日（水）まで施設利用共通回数券を購入された方を含みます。 ※有効期限は総合案内事務室等にあるバーコードリーダーにカードをかざしていただくと、ミニモニターに表示されますが、ご不明な場合は、総合案内事務室までお問合せください。
還付金額	残回数×回数券1回あたりの金額
持参	①船橋アリーナ利用者カード（施設利用共通回数券） ②認印 ③運転免許証、保険証等ご本人を照明できるもの
手続き	御客様からのお申出により、ご本人（保護者の方可能）が船橋アリーナ総合案内事務室に御越しいただき、書類へのご記入等により還付させていただきます。

※有効期限の延長を希望される方は、個別にお申出ください。

## 3 還付申出受付期間

- (1) 期間 平成30年12月12日（水）から平成33年3月31日（水）まで
- (2) 時間 休館日を除く午前9時から午後9時まで

## 4 その他

- (1) 部分的な還付ではなく、残回数一括の還付となりますのでご了承ください。
- (2) スクール（教室）に参加されている方の「スクール欠席振替券」については、発行期限について「浴室利用停止期間相当」の延長をさせていただきます。（停止期間決定後改めてご案内させていただきます。ご案内まで有効期限が切れた「スクール欠席振替券」はお取り置きください。）
- (3) 平成30年12月13日（木）以降の1回利用券及び月極券に基づく浴室セット券、施設利用共通回数券につきましては、浴室利用再開まで浴室をご利用していただけませんので、ご了承ください。

問合せ先  
船橋アリーナ総合案内事務室  
047-461-5611